



令和 4 年 11 月 24 日

一 般 社 団 法 人
大 阪 市 老 人 福 祉 施 設 連 盟
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人
大 阪 市 老 人 福 祉 施 設 連 盟
代 表 理 事 仲 谷 善 弘

複合型在宅介護の新類型創設を厚労省が提案 社保審・介護保険部会

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

次の介護保険制度改正に向け、厚生労働省は 14 日、訪問介護や通所介護を組み合わせた複合型在宅サービスの新たな類型をつくることを社会保障審議会・介護保険部会に提案しました。特に都市部などでの居宅要介護者のさまざまなニーズに、事業者が柔軟に対応できるようにする狙いがあります。

厚労省の担当者は「これまで訪問介護だけを提供していた事業所が通所サービスも行えるようにしたり、その逆のパターンが可能になったりすることを想定している」と話しています。

一方、厚労省は部会で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護など、機能が類似・重複している既存サービスを将来的に統合や整理することも提案しました。

また、中重度の要介護状態となった人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービスの基盤整備をさらに進めるための方策を検討する方向性も示しました。

議論では、複合型サービスの新類型の創設に複数の委員が賛同しました。ただ、一部からは「人材が不足する中でサービス類型を増やし過ぎてもいいことにはならない」として、地域の実情に応じた慎重な検討が必要だとする意見も出ました。

※詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29048.html